

## もしかして、 悪質商法？

### 【架空・不当請求】

**事例** パソコンでアクセスしたアダルトサイト、無料画像と記載がありアクセスしたところ、いきなり72時間からカウントダウンをする料金請求画面が表示され、閉じることが出来なくなった。驚いて前の画面を確認したところ、小さな文字で3日間見放題〇万円と書いてあった。

**対処法** 意に反して会員登録されたサイトとの契約は成立していないのでお金を払う必要はありません。信頼できないウェブサイトには安易にアクセスしないようにしましょう。

### 【アポイントメントセールス】

**事例** 「あなたがモニターに選ばれました」と電話で誘われて行ったら、ダイヤの指輪を強引に買わされてしまった。忘れたころに、「以前の契約」を口実に呼び出されてしつこく勧誘を受けた。

**対処法** 怪しい誘いの電話は、ハッキリ断ってすぐ切るようにしましょう。呼び出されても行ってはいけません。

### 【マルチ商法】

**事例** 「就職に有利」と先輩・友人に誘われ、セミナーに行ったところ「商品売って会員を増やせばマージンが稼げる。友達を誘えば楽勝」といわれて、競馬情報ソフトなどを買わされてしまった。

**対処法** 「絶対に儲かる」、「確実に儲かる」などの甘い話は軽率に飛びつかないようにしましょう。ときには友人を失うこともあります。

### 【キャッチセールス】

**事例** 街中で「今、大丈夫？無料のネイル、ためしてみない？」などと声を掛けられてついて行ったら、高額な化粧品や健康食品を勧められ、断りづらい雰囲気だったので契約してしまった。

**対処法** 勧誘されても、いらないものはキッパリ断ることが大切です。

## 困った時は、 まず電話

東京都消費生活総合センター

03 - 3235 - 1155

月～土9：00～16：00

架空請求 110 番

03 - 3235 - 2400

月～土9：00～17：00